

女性の活躍推進に向けて

厚生労働副大臣 とかしきなおみ



「女性の活躍がいかにか企業の成長に寄与するか」。それを、私は実体験として知っている。私は政治の世界に入る前に、大手化粧品メーカーに勤務していた。この会社は、私の入社当時はお世辞にも女性活躍に配慮があるとはいえない状況だったが、業績ダウンを脱するために行われた社内機構改革で「女性の活躍」というテーマに積極的に取り組んだ。すると、社内外の環境は激変していった。まず、社内では社員が将来のキャリア形成を描きやすくなり、「入社したい」と優秀な学生が大挙して試験を受けに来るようになった。社外からは「女性対策の進んでいる企業」として評価がうなぎ

登り上がり、視察もひっきりなしに訪れるようになった。もちろん、女性の活躍を推進する取り組みがこの会社の社会的地位を高め、業績アップに結び付いたのはいままでもない。こうした好循環を日本全体に広めていきたい。それが私の厚生労働副大臣の仕事だと考えている。

女性の活躍に向けた課題を明らかにし、行動計画策定を

厚生労働省では、労働者が性別により差別されることなく、かつ働く女性が仕事と家庭を両立しながら、その能力を十分に発

揮できる雇用環境を整備するため、男女雇用機会均等法に基づく企業への是正指導や、企業の取り組みを促進するための施策を展開してきたところである。しかし、男女雇用機会均等法の制定から三〇年が経過した現在も、女性の能力が十分に発揮できていないという状況がある。具体的には、わが国の雇用者に占める女性の割合は四割を超えているが、その半数以上は非正社員であり、第一子出産を期に約六割の女性が退職し、管理職以上に登用されている女性の割合は一割に満たない状況となっている。このような状況のもとで、女性の活躍を推進するため、二〇一五年八月に「女性活

躍推進法」が成立した。同法では、従業員三〇一人以上の民間事業主に対して、自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析これを踏まえた行動計画の策定等を求めている(三〇〇人以下の事業主については、努力義務)。

日本全体で見ると採用から登用に至る各雇用管理の段階においてさまざまな課題があるが、いずれの課題が特に大きいかは企業ごとに多種多様である。女性の活躍に向け、状況把握・課題分析を行い、自らの組織が解決すべき課題を明らかにしたうえで、各事業主が行動計画を策定するというのがこの法律の趣旨である。

具体的には、わが国において多くの企業は、女性の採用者が少ないこと、第一子出産前後の女性の就業継続が困難であること、男女を通じた長時間労働により仕事と家庭の両立が妨げられていること、女性の活躍度合いを測る重要な指標である管理職に占める女性比率が低いこと等の課題を抱えることが多い。こうしたことから、①採用者に占める女性比率、②勤続年数の男女差、③労働時間の状況、④管理職に占める女性比率を含めた状況把握・課題分析を行い、

これを踏まえた行動計画を策定・公表するよう求めている。

行動計画の記載事項は、①計画期間、②数値目標、③取り組み内容および実施時期であるが、行動計画の内容は、状況把握・課題分析の結果を反映していることが必要であり、それ以外の具体的内容は各社において異なる仕組みとなっている。

また、求職者の企業選択を通じて、女性が活躍しやすい企業であるほど優秀な人材が集まり、競争力を高めることができる社会環境を整備することにより、市場を通じて社会全体の女性の活躍推進を図る意図から、女性の活躍に関する自社の情報実態(数字)を公表することを義務付けている。具体的には、省令で示す一四項目のなかから一項目以上を選択し、公表していただく必要がある。公表にあたっては、厚生労働省「女性の活躍・両立支援総合サイト」内の「女性の活躍推進企業データベース」をぜひ活用いただきたい。

働く女性、働きたい女性を多方面から支援

さらに、二〇一五年十一月に、ポジティ

ブ・アクション(男女労働者間に事実上生じている格差の解消を目指して、企業が自主的かつ積極的に取り組む)を行える範囲を広げるため、女性労働者が男性労働者と比較して相当程度少ない役職・当該役職に占める女性割合が四割未満)の募集・採用にあたって、女性労働者に有利な取り扱いをすることが認められることとなった。これにより、民間企業における女性管理職の中途採用がしやすくなったことから、各社の積極的な取り組みを期待している。

このほか、妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益取り扱い(いわゆるマタニティハラスメント)については、事業主による不利益取り扱い禁止されているが、近年、上司・同僚からの職場環境を害する行為が問題になってきている。これらの行為を防止するための措置や、非正規雇用労働者の育児休業取得要件の緩和などを盛り込んだ男女雇用機会均等法、育児・介護休業法の改正法案が国会に提出されている。

引き続きこれらの取り組みを通じて、働く女性、働きたい女性を多方面から支援し、女性が活躍できる社会の実現を目指してまいります。